

西松浦地区合併協議会 議事録

(第十二回)

日時：平成17年7月12日
会場：焱の博記念堂 2階会議室

開 会 (9 時 0 0 分)

○事務局長 (福島 清人)

定刻になりましたので、只今から、第12回の合併協議会を開催させていただきます。

会を始める前に、資料の確認でございますけれども、本日の資料は、会議次第と別冊資料4冊用意してございます。よろしく確認をお願いします。

それでは、はじめに会長さんにご挨拶を頂き、引き続き、会の進行をよろしくお願いいたします。

○会長 (岩永 正太)

皆さん、おはようございます。

たいへん空梅雨で、私たちも心配をしております。7月1日に、西の岳で、雨乞いの祈願を致しました。翌日から雨が降るということで、感謝をしております。

おかげさまで、60%を割るという状況でしたが、平成6年の大干ばつの時よりも、一月早く、水位がそういう状況でしたので、心配しておりましたが、ようやく降りましたので、古木場ダムも、それぞれ溜池が、上本村の溜池なんかも全く無くなりまして、岳もそうでしたので、これが、ようやく西の岳の方は、田植えが出来るということで、非常に心配しておりましたが、おかげさまで雨が降りました。これから暑い夏を乗り切れるんじゃないかと思っております。

今日は、12項目、非常に協議事項が多うございます。

申し訳ございませんが、私たちも、11時の会議が、伊万里の方で控えておりますので、そういうことで、宜しくご協力の程、お願い致します。

只今の出席委員さんは、16名でございます。定足数に達しておりますので、第12回西松浦地区合併協議会を開催させていただきます。なお、審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員として、有田の立林委員さんと、西有田の前田委員さん、お二人にお願いしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか？

それでは、最初に報告第1号 第15回～第16回幹事会の会議概要ということで、江崎幹事長から、ご報告をお願い致します。

○幹事長 (江崎 幹夫)

それでは、1ページお開き頂きたいと思えます。

第15回～第16回幹事会における協議等の結果について報告をさせていただきます。

平成17年6月23日に第15回、7月1日に第16回を開催し、協議及び調整を行ないましたので、西松浦地区合併協議会幹事会規程第6条の規定により報告を致します。

1. 第15回幹事会

(1) 新町事務分掌(案)について

確認事項でございますけれども、新町における事務分掌(案)について、協議・調整を行ないました。

(2) 幹事会で確認する事項、Bランクの部でございますけれども、住民部会の調整について

確認事項、住民部会で協議調整し幹事会で確認する事項について、部会より報告を受け調整を行なったところでございます。

2. 第16回幹事会でございます。

(1) 第12回協議会の協議内容について

確認事項、次回協議会へ報告事項及び提案する事項について、内容の協議を行い確認を致したところでございます。

以上でございます。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今、江崎幹事長から幹事会概要の報告がありました。何かこのことについてご質問ございませんか。

はい、それでは意見もないようですので、幹事会概要の報告については、了承されたものと致します。

それでは協議事項に入らせて頂きます。

最初は、協議第58号 平成16年度西松浦地区合併協議会決算認定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局次長（ 大串 学 ）

平成16年度西松浦地区合併協議会の決算について、ご報告致します。

別冊資料の1をご覧ください。決算書をお配りしております。

1ページ目、歳入につきましては、両町負担金、収入済額で7,348,000円です。

補助金、県からの合併協議会補助金ですけれども7,350,000円。諸収入で20円の預金利息がついております。歳入合計が14,698,020円となっております。

歳出につきましては、運営費、これは会議・事務局等の運営費に充てておりますけれども、こちらの支出済額4,569,095円です。事業費、各種委託料等ですけれども8,808,820円、予備費については使用していません。

歳出合計13,377,915円となっております。

2ページ目ですけれども、歳入・歳出の差引き残額が1,320,105円となっております。

明細につきましては、3ページから5ページに事項別明細書を掲載しております。こちらの方に歳入・歳出の明細及び流用について、明細等を掲載しておりますのでご確認を頂きたいと思っております。

報告につきましては、以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今、事務局から説明がありましたが、ここで監査報告をお受けしたいと思っております。江口監査委員さんより、報告をお願いします。

○監査委員（ 江口 保彦 ）

別冊の6ページを。

平成16年度合併協議会、歳入・歳出決算の監査結果を報告いたします。

平成17年5月23日、田代忠恭監事と共に、歳入・歳出決算書、同事項別明細書、諸帳簿、証拠書類と照合し、決算資料の提出を求め、さらに説明を聴取し、実施いたしました。

歳入・歳出決算書及び同附属書類は、いずれも適正に作成されており、また計数についても関係諸帳簿、及び証拠書類と符合し、監査の結果、適正に表示されていると認めました。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

ありがとうございました。

それでは、平成16年度の決算について、ご意見やご質問ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

< はい >の声あり

ありがとうございました。それでは異議がないようですので、平成16年度西松浦地区合併協議会決算については、原案どおり承認することによろしゅうございますか。

< はい >の声あり

では原案どおり承認することと致します。

次に進みますが、協議第59号 平成17年度西松浦地区合併協議会補正予算（第1号）と協議第60号 西松浦地区合併協議会規約改正、それと協議第61号の「新町の町章デザイン公募」の具体的調整内容について、それぞれ関連がありますので、一括して説明を受けてからご協議をいただきたいと思います。

それでは事務局から説明をお願いします。

○事務局次長（大串 学）

それでは最初に、平成17年度西松浦地区合併協議会補正予算（第1号）についてご説明致します。別冊資料の2をご覧ください。

1 ページ目、第1条ですけれども、歳入・歳出予算の総額に歳入・歳出それぞれ1,320,000円を増額し、歳入・歳出予算の総額を歳入・歳出それぞれ12,260,000円と致しております。

2 ページをご覧ください。歳入につきまして負担金は10,937,000円変更ありません。先ほど、平成16年度の残額1,320,000円ほどありましたけれども、この分の取扱いで繰越金に1,320,000円補正しております。1,000円加えまして、1,321,000円としております。諸収入は2,000円。総額の、12,260,000円の歳入です。

歳出につきまして運営費につきましては、7,149,000円変更ありません。事業費の方に1,320,000円補正しております。トータルの5,013,000円、こちらの方、後ほど説明を致しますけれども、町章のデザイン公募に係る経費等を主に組んでおります。

予備費については98,000円変更ありません。歳出合計が12,260,000円です。

詳細につきましてですけれども、4ページに下の段になりますけど、事業推進費の方で変更がっております。報償費が、1,000円から382,000円としております。こちらの方、先ほど申し上げましたとおり町章デザインの賞金等を予定しております。

旅費の方は研修旅費を150,000円組んでおります。

それから需要費、印刷製本費で500,000円から790,000円、こちらの方も町章デザインのチラシ印刷、それからアンケートを予定しておりますので、その用紙の印刷。それから合併間近になりますと、町民の皆さんに合併に係る手続等のお知らせをするように計画しておりますので、こちらのガイドブック印刷で200,000円ほど予定しております。

委託料は3,140,000円から3,640,000円に増額しております。こちらの方も町章デザインにかかる商標等の調査等で500,000円を予定しております。

補正予算の説明につきましては、以上です。

続けてレジュメ資料の5ページになります。

協議会の規約の改正ですけれども、今回、町章デザインに係る選考委員会を設置することとして、第10条を変更しております。8ページに新旧対照表を掲載しておりますので、こちらの方でご確認をお願いしたいと思います。

新しい所で小委員会等と致しまして、第10条で、「協議会は、その事務の一部について調査又は審議させるため、小委員会及び町章デザイン選考委員会を置くことができる。」

第2項で「小委員会及び町章デザイン選考委員会の組織、運営等の必要な事項を会長が会議に諮って定める。」こととしております。

規約の改正の説明については以上です。

町章デザインの公募についての説明を続けて致します。

○事務局員（ 田中 祐輔 ）

続きまして資料は9ページをご覧ください。

協議第61号 新町の町章デザインに公募について別紙のとおり提案いたします。

新町の町章につきましては、前回の協議会で町章は公募を行い、協議会において選定し、合併の日
に定めるということでご確認を頂いております。

今回の協議会では募集要綱や選考委員会設置要綱などをご提案致します。

別冊3をご覧ください。

1ページに有田町町章デザイン募集要綱の案をお示ししております。

まず、第1条と致しまして、目的について規定を致しております。

第2条の募集要件には、背景の色を含め4色以内であること、現在の有田町及び西有田町の町章は
使用しないことなどの規定を致しております。

第3条には、募集方法。

第4条には、周知方法について規定を致しております。

第5条には、応募方法等と致しまして応募資格は問わない、また同一人の応募は何点でも可とする
などの規定をいたしております。

第6条、募集期間と致しまして平成17年9月12日まで、郵送の場合は必着とすると規定を致し
ております。

第7条には、選考方法について、選考委員会において5点を選考すると規定を致しております。

2ページをご覧ください。

第8条には、作品の決定と致しまして、住民アンケートを実施して協議会において選定する。尚、
住民アンケートの実施方法については、協議会会長が別に定めると規定を致しております。

第9条には、賞金と致しまして、最優秀賞に20万円、優秀賞に4点、各2万円などの規定を致し
ております。

第10条には、採用作品の発表。

第11条には、著作権等と規定を致しております。

続きまして3ページをご覧ください。

選考委員会の規定を募集要綱の第7条に入れましたので、町章デザイン選考委員会設置要綱の案を
お示ししております。

第1条と致しまして設置。

第2条には、所掌事務。

第3条には、委員について規定を致しております。

第4条には、アドバイザーと致しまして、前条に規定する委員の他、デザイン等に関し専門的な知
識を有するもの3名以内をアドバイザーとして指名し、委員とすることが出来ると規定しております。

第5条には、役員。

第6条には、会議。

第7条には、守秘義務。

第8条には、報酬等と致しまして、第3条に規定する委員の報酬等については、協議会委員等の費
用弁償等に関する規程を準用する。第4条に規定するアドバイザーに対する謝礼については、協議会
会長が別に定めると規定を致しております。

続きまして4ページをご覧ください。

第9条は、庶務。

第10条は、解散。

第11条は、補足と規定を致しております。

続きまして5ページをご覧ください。

第3条と第4条に規定している選考委員会委員さんの案になります。ここで一つ訂正になりますけど、下から2番目に佐賀県立窯業高等学校教諭と書いていますけど、教師に変更していただくようよろしくお願い致します。

続きまして6ページをお願い致します。

募集要綱第8条で、住民アンケートを実施すると規定しましたので、町章デザイン選定住民アンケート実施要領の案をお示ししております。

第1条といたしまして、趣旨。

第2条には、住民アンケートの対象となる町章デザイン候補作品。

第3条には、新町町章デザインの決定。

第4条には、住民アンケートの実施方法と致しまして、合併協議会だよりに掲載する、専用の町章デザインアンケート用紙に記入していただき、各地区で取りまとめて、両町役場、合併担当課へ提出していただき、また各自で提出される場合は、二町の主要公共施設に備え付けの投票箱に投函、または郵送していただく。投票箱を設置する二町の主要公共施設は、次の10箇所としております。

それとは別に、二町の全小中学生に専用アンケート用紙を配布し、それぞれの小中学校に投票箱を設置して、投函していただくとしております。

第5条には、住民アンケートの実施期間と致しまして、平成17年11月30日まで、郵送の場合は必着としております。

続きまして最後、7ページをご覧ください。

第6条には、住民アンケートの結果の公表。

第7条には、住民アンケート回答者に対する記念品と致しまして、アンケート回答者の中から抽選により40名に記念品として、図書カード500円分を贈呈するとしております。

第8条には、事務。

第9条には、その他と致しております。

新町の町章デザイン公募については以上です。

○議長（岩永 正太）

只今事務局から説明がありました。この3つの協議項目につきまして、ご意見やご質問を承りたいと思います。

それでは、平成17年度西松浦地区合併協議会の補正予算（第1号）ではどうでしょうか。

< 異議なし >の声あり

よろしゅうございますか。それでは、協議会の規約改正、これもほんのちょっとだけ入れるだけになっていますが、よろしゅうございますか。

< はい >の声あり

それでは、協議第61号の新町の町章デザインの公募の具体的調整内容、これについて色々ご質問等ありましたら承りたいと思います。

何かご質問ございませんか。

何か皆さん方ご質問等ございましたら。

委員さん全員の皆さんと、あと3名の皆さんに、5点程選んでいただくということになると思います。その後住民アンケートで最終決定をするとういことになろうかと思えます。こういう形でよろしゅうございますか。

< はい >の声あり

はい。

○住民委員（佐藤 利枝）

募集要綱の中の、両町のみで募集か、全国か？ 応募の範囲について

○議長（岩永 正太）

事務局から説明をお願いします。

○事務局員（田中 祐輔）

募集は全国公募を考えております。ホームページ等で周知を行ないたいと思っております。

○議会委員（諸隈 英博）

確認でちょっと質問をしたいと思いますが、新しく出発するのに、新しい町章を作ると。そして現在の有田町・西有田町の町章は使用しないと。その中で全国公募をやって、一応協議会の中で5点程絞るわけですが、その後、実施をされるアンケートについて、協議会で5点程絞ったものを例示をしてアンケートをなさるのでしょうか。そしてこのアンケートが、全世帯に配布すると書いてありますけれども、一世帯に一つのアンケートという形になるわけですが、その下に両町の小中学校の生徒にもそういうことをとると。いろんな周知徹底、そして皆さんがたで選んでいただくということでは大変結構なんですけど、相当時間がかかると思いますけど。その点。

○議長（岩永 正太）

それでは事務局、説明をお願いします。

○事務局次長（大串 学）

一応、募集期間を9月12日ということで、予定しております。その後すぐに事務局による事前審査、これは募集要綱等にそぐわないものを、とりあえず外すと言う作業。それから選考委員会を3回ほど予定して、5点まで絞って頂くようにしております。それが5点まで絞る期間を、10月中旬を予定しております。それからすぐに住民アンケートに入って、11月いっぱいにかけてアンケートをして頂く。それから12月上旬には、アンケートを参考に優秀賞を決定するという予定で、今計画を立てております。

アンケートにつきましては1ヶ月を見込んでおります。

アンケートにつきましては先ほどありましたように、協議会だよりの方で一世帯一枚を配布する。それから、小中学生については全員に学校で配布して頂いて、投函していただくということを計画しております。以上です。

○議会委員（田代 正昭）

小学生の低学年、例えば1年生とか2年生とか、そういう人に感覚的にわかるとやろうか？ 判断能力あるんですかね。

○事務局次長（大串 学）

一応、これ、よその市のアンケートの用紙なんですけれども、こういった形で小学生も図案を見てどれか選ぶと言う形で、低学年でも直感的に選ぶことが出来るんじゃないかということで、一応、計画をしてるんですけど、そのあたりの詳細については、まだ案ですので、今後の選考委員会等でも検討していただければと思うんですけど。

○議会委員（ 諸隈 英博 ）

この話しが出ておりますので、今質問が出ておるように、全世帯に結局アンケートは1票なんでしょう。もちろん家族の中でこれがいいだろうということで話しを詰めて、アンケートをされるものもあるし、今おっしゃったようにちょっと判断能力に危ないなというような小学校一年生ぐらいの、それも一つの票と。票という言い方はおかしいですけど、数として挙がってくる中で、最終的にはこの協議会で判断ということで、協議会の委員の皆さんの責任が非常に重いかと思えますけれども、あくまでも参考にするということ、ひとつ徹底をしていただきたいと思えます。

○事務局長（ 福島 清人 ）

この別冊資料3の6ページに、住民アンケートの実施方法の（2）の方です。二町の全小中学生にとありますけれども、この全というのを、一応取った形で二町の小中学生にと言う表現にしておきましょうか。この場については。後でまたそのことについては選考委員会の中で協議していただくということにしたいと思えます。

○議長（ 岩永 正太 ）

この要綱の案をこのままのみますと、これにこのまま拘束されるというような危険性がありますから、この全を除くと、例えば今ご意見がでましたように、4年生以上とかそういったことも選考委員会の中で決めていただくということが可能でございますから。そういう柔軟性をもたせましょうか。どうでしょうか。よかですか。

この住民アンケートの実施要綱の案の4の（2）の、その二町の全小学生というの、全を削除していただくということで、よろしゅうございますか。

その他ございませんでしょうか。いいでしょうか。

< はい >の声あり

それでは異議がないようでございますので、まず、協議第59号、平成17年度西松浦地区合併協議会補正予算（第1号）については、原案通り承認してよろしゅうございますか。

< はい >の声あり

それでは、59号については原案どおり承認することと致します。

続きまして、協議第60号、西松浦地区合併協議会規約改正については、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

< はい >の声あり

では、協議第60号につきましても、原案どおり承認することと致します。

次に、協議第61号の新町の町章デザイン公募の具体的調整内容については、原案を少し訂正をして承認していただくということで、よろしゅうございますね。

< はい >の声あり

それでは、協議第61号については、承認することと致したいと思えます。

先ほど、事務局から話しがありましたが、第一回目の選考委員会につきましては、8月開催の予定の次回終了後、開催したいということでございます。よろしくお願いをしたいと思えます。

次に進みます。

協議第62号、高齢者福祉事業の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局員（ 千代田 一茂 ）

レジュメの方が資料の10ページになってまいります。

協議第62号。

62号以下につきましては、これまでの協議会におきまして、合併までに調整すると確認をしてい

るものにつきまして、具体的な調整結果についての提案になってまいります。

10ページについて申しますと、高齢者福祉事業の取扱いですけれども、調整内容の欄、これが、これまでの協議会で確認された内容になっております。

下の方の、具体的調整内容の欄、ここが今回の提案になってまいります。

詳細につきましては、別冊参考資料において説明をしております。

別冊参考資料、若干厚めの横長の資料をお願い致します。

1ページになります。

協議第62号、高齢者福祉事業の取扱いの参考資料ということで、一番上に載せております調整内容、これが、これまでの協議会で確認された内容になります。

若干資料の作成について説明を致しますと、上の方から現況、有田町・西有田町の現在の状況です。

それから、課題問題点の欄、ここに違いを書き出しております。調整内容の欄が、これまでの協議会で確認された内容になっております。

ここまでにつきましては、これまでお示ししております内容とほぼ変わっておりません。実績等について最新の数字に若干変更を致しております。

一番下の黒い太い線の内側、ここが今回の提案内容になってまいります。

説明につきましては、課題問題点の違い、それから今回の調整内容等について説明をしております。

1ページの高齢者福祉事業ですけれども、課題問題点のところの違いにつきましては、助成額・助成方法が異なるということで、助成額につきましては、有田町が基本料金の半額のみ助成に對しまして、西有田町は基本料金及び設置・撤去費を全額助成、助成方法が、有田町が年1回助成額を利用者に交付し、利用者は毎月料金をNTTに支払う。西有田町が利用者が通話料分を町に納付し、町が毎月料金をNTTに支払うとなっております。今回の具体的調整内容が、「老人福祉電話貸与事業の助成額は、西有田町の例とし、助成方法は、有田町の例による。」ということで、調整方針と致しまして、助成額は基本料金及び設置・撤去費を全額助成、助成方法が、年1回3月に利用者に交付するという調整になっております。

資料は2ページをお願いします。

配食サービス事業ですけれども、課題問題点のところの違いにつきましては、実施方法・利用者負担・委託料が異なるということで、実施方法につきましては、有田町が社会福祉協議会と民間業者委託、西有田町が事業委託が社会福祉協議会、調理は社会福祉協議会から民間業者委託。

利用者負担金が、1食あたり有田町が300円に對しまして、西有田町は350円。

委託料、町の負担分ですけれども、これが有田町が550円に對しまして、西有田が500円となっております。

今回の具体的調整内容が、「配食サービス事業の利用者負担金は、有田町の例とし、委託料は西有田町の例による。」と。

調整方針と致しまして、利用者負担金は1食あたり300円、委託料が500円。

業者との協議が今後必要になってまいる、ということになっております。

3ページをお願い致します。

緊急通報体制等整備事業ですけれども、課題問題点のところ、利用者負担が異なるということで、有田町が月額950円に對しまして、西有田町が500円。

今回の具体的調整内容が、「緊急通報体制等整備事業の利用者負担金は、事業費の1/5を基本とする。」ということで、調整方針と致しまして、利用者負担金は、800円という調整になっております。

4ページをお願い致します。

軽度生活援助事業です。課題問題点のところ、対象者・委託先・サービス単価・利用者負担・利用回数が異なる。ということで、対象者につきましては、有田町が介護認定を問わない、西有田町は

介護認定を受けていないもの。委託先が有田町が社会福祉協議会他2事業所、西有田町は社会福祉協議会のみ。サービス単価が、有田町が時間900円に対しまして、西有田町が時間1,000円、利用者負担金が、有田町が町民税非課税の場合が時間200円、町民税課税の場合が時間400円、西有田町は一律時間200円。と、

利用回数が、有田町が週6日、1日4時間、週18時間を限度という制限があるのに対しまして、西有田町は制限なし。と、

今回の具体的調整内容が、「軽度生活援助事業は、有田町の例を基本とし、利用者負担金は西有田町の例による。」ということで、調整方針と致しまして、利用者負担金は、時間200円、サービス単価が時間900円、利用回数に制限を設けてまして週3日、1日4時間、週12時間となっております。

5ページをお願いいたします。

生きがい活動支援通所事業ですけれども、課題問題点のところ、委託先・委託単価・利用者負担が異なるということで、委託先が、有田町が社会福祉協議会他1事業所、西有田町は社会福祉協議会のみ、委託単価が一人当たり2,000円に対しまして、西有田町は1日10,000円。

利用者の負担金が、有田町が1回600円、西有田町は1回500円。と、

今回の具体的調整内容が、「生きがい活動支援通所事業は、西有田町の例により、事業を一本化し、社会福祉協議会へ委託する。」と、調整方針と致しまして、利用者負担金は500円、委託単価は1日10,000円。社会福祉協議会委託で実施し、他事業所委託は廃止するという調整になっております。

以上です。

○議長（岩永 正太）

只今事務局から説明がありましたが、これについて何かご意見・ご質問等ございませんか。

まず、1ページからいきましょうか。

高齢者福祉事業の中の電話貸与の件ですが、どうでしょうか。ございませんか。

< はい >の声あり

それでは2ページの配食サービス事業ということで、具体的調整内容の一番下の黒い枠の中のようになっております。よろしゅうございますか。

< はい >の声あり

はい。それでは緊急通報体制等整備事業、3ページですが、これも黒い枠の中で、利用者負担が800円ということになっております。よろしゅうございますか。

< はい >の声あり

次は4ページの軽度生活援助事業、これにつきましてはどうでしょうか。

両町の間をとったような形ですね。よろしゅうございますか。

< はい >の声あり

それでは5ページの生きがい活動支援通所事業、これも黒い枠内の調整内容ということでございます。よろしゅうございますでしょうか。

< はい >の声あり

それでは協議第62号、高齢者福祉事業の取扱いについては、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

< はい >の声あり

ありがとうございました。

では協議第62号につきましては、原案どおり承認することと致します。

次に協議第63号児童福祉事業の取扱いについて、事務局より説明をお願い致します。

○事務局員（ 千代田 一茂 ）

別冊参考資料6ページをお願い致します。

協議第63号、児童福祉事業の取扱いの参考資料ということで、保育料のことになってまいります。

6ページが現在の両町の保育料の状況になっております。

7ページをお願い致します。

課題問題点のところで、保育料が異なる。同時入園の場合の2人目・3人目のカウント方法は、有田町は国と同じ。西有田町はカウント方法を変えている。と、

督促手数料が異なる。有田町は督促状1通につき、100円、これは条例で定めてあります。西有田町については条例で定めてなく、督促手数料は制度化されていないといったことになっております。

これまでの協議会で確認した内容が、保育料は西有田町の例を基本に合併までに調整し、新町において定める。ただし、合併する年度は現行のとおりとするということで、一番下の太い線の内側が今回の調整内容になっております。

「保育料は、合併する年度は現行のとおりとし、平成18年4月分より西有田町の例による。また、同時入園の場合のカウント方法は、国と同じにする。」新町における保育料は別紙ということで、8ページの方に、18年度の保育料の案を提示しております。

7ページの方に戻っていただきまして、具体的調整内容のところで、督促については、地方自治法231条の3により、合併までに定め、手数料については、一件につき、100円とする。

調整方針と致しまして、「督促手数料は、18年3月分の保育料から適用する。」という調整になっております。

資料の8ページが先ほど申し上げました、18年度の保育料の徴収基準表の案になっております。

参考と致しまして、資料の9ページが、平成17年度の各保育園の入園者数等の数値になっております。

10ページをお願い致します。

只今提案いたしました、保育料の案に基づく試算表になります。

上の方の、右側の調整案による試算ということで、只今申し上げました調整案による試算を行ないましたところ、月額に致しまして軽減額が、300万程度の軽減額ということで、現在の実績等から比べますと月額にして、50万円ほどが町の持ち出し分が多くなるという調整になっております。

11ページが試算の参考資料等になっております。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

どうでしょうか。

ちょっと、分かりにくい面もあると思いますけれども。

○住民委員（ 前田 義弘 ）

私立との比較、月額の比較はわかりませんか。

この17年度の入園者数を見ますと、公立は50%から60%代、私立は80%から同朋・平安になれば、100%以上の入園数があるということで、入園数も非常に多いので、その辺の差額について父兄が負担する保育料、これについての差額がわかれば、教えてください。

○議長（ 岩永 正太 ）

私から答えて、あれですけど、保育料そのものは変わらないんですよ。ですから、あとはそれぞれの町の持ち出しがどれだけかということになるわけです。入れるものは同じ金額ですが、出す金額が

それぞれ違いますから。町の持ち出しが非常に大きくなる。それだけ保育料を下げることによって、町の負担は大きくなります。しかし保護者にとっては、それだけ有り難いということになると思います。

公立も私立も変わらんですよ。保育料は。問題は、いかにコストを下げているか、いなかとか。色々あると思います。だから、それぞれの園に入る収入は同じということになります。

色々環境が違ったり、例えばバスで送り迎えするとか、色んなことがあったり、それぞれの教育方針が違うと言う面もあるでしょうから。

他にございませんか。

< はい >の声あり

それでは協議第63号、児童福祉事業の取扱いについては原案どおり承認してよろしゅうございますか。

< はい >の声あり

では協議第63号については原案どおり承認することと致します。

次に、協議第64号、社会福祉事業の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局員（ 千代田 一茂 ）

別冊参考資料12ページになります。

協議第64号、社会福祉事業の取扱いの参考資料ということで重度心身障害者タクシー料金助成事業のみの提案になりますけど、課題問題点のところ、助成対象者、それから給付内容が異なるということで、助成対象者につきましては、有田町が身体障害者手帳の1・2級で、下肢・体幹・視覚障害があるものと療育手帳のA、精神障害者福祉手帳の1級を保持している方に対しまして、西有田町が、身体障害者手帳1・2級で、下肢・体幹・視覚障害に限る者と、療育手帳Aを保持している方と。給付内容が、有田町が560円の24枚、年間にしまして13,440円に対しまして、西有田町が500円の20枚、年間10,000円という給付内容になっております。今回の調整内容が、「重度心身障害者タクシー料金助成事業の助成対象者及び給付内容は、有田町の例による。」という調整になっております。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今の説明がありましたが、ご意見ございませんか。

いいですか？

< はい >の声あり

それぞれいい方に調整をしようということで進めているようでございます。

それでは、協議第64号、社会福祉事業の取扱いにつきましては、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

< はい >の声あり

それでは、協議第64号は原案どおり承認することと致します。

次に、協議第65号、保健衛生事業の取扱いについて事務局から説明をお願いします。

○事務局員（ 仁戸田 将英 ）

それでは、別冊参考資料の13ページをお開きください。

協議第65号、保健衛生事業の取扱いの参考資料ということで第3回協議会で確認された調整内容が、保健事業は、住民の健康維持及び増進を図るため、各種事業の充実に努めるように調整するとなっていました。

今回の具体的調整内容が、各種保健事業は、現在両町が行なっている事業を基本に調整するとなっ

ています。

母子保健事業の現況、下の方にいきますが、1番、乳幼児健康審査の課題問題点、乳児健診回数及び対象者が異なるということで、有田町が個別2回（3、9ヶ月児）、集団健診はなしです。西有田町が、個別1回（3ヶ月児）、集団検診が3回（4、7、12ヶ月児）となっています。

幼児健診の3歳児健診の内容が異なっています。有田町が耳鼻科健診を実施、西有田町が耳鼻科健診は検査のみ実施となっています。

調整方針としまして、「乳児健診は、4ヶ月児と7ヶ月児で集団健診方式で実施し、10ヶ月児は個別健診方式で実施する。また12ヶ月児は、幼児相談方式で実施する。3歳児検診の耳鼻科健診は、有田町の例による。」となっています。

次のページをご覧ください。

2番、母子保健指導、課題問題点、母子相談の対象者、開催回数が異なるということで、有田町2歳半、年12回、西有田町が2歳児で年6回。母子訪問指導の対象者が異なるということで、有田町が必要と思われるもの。西有田町は2ヶ月児の全戸訪問となっています。

調整方針としまして、「乳児検診は、12ヶ月児及び2歳児を対象に年12回で実施する。乳児相談は有田町の例による。母子訪問指導は西有田町の例による。」となっています。

次のページをご覧ください。

3番、母子保健教室と、4番、不妊治療助成です。課題問題点、二町において独自の事業を展開している。不妊治療助成があるのは西有田町のみ。

調整方針としまして、「子育て支援事業は、西有田町の例により、自主活動は有田町の例による。

思春期事業のふれあい体験は、有田町の例により、思春期教室は西有田町の例による。（学校等、他機関との協議を要す）。食事業（学童・思春期の栄養指導）は西有田町の例による。不妊治療助成は西有田町の例による。」となっています。

次のページをご覧ください。

ここから、老人保健事業の現況と調整方針です。

1番、健康教育。事業内容がご覧のように異なっています。

調整方針として、「健康教育は継続して実施する。」

2番、健康相談です。課題問題点として、二町において独自の事業を展開しているということで、調整方針、「老人保健事業の健康相談は、総合福祉保健センターで月1回の開催とし、その他に地区公民館での開催や他事業との同時開催も検討する。」となっています。

次の17ページをご覧ください。

老人保健事業の現況、

3番、機能訓練です。回数は両町月2回で同じです。対象者が、有田町が介護保険認定者は対象外、西有田町が介護保険認定者は対象外であるが、介護保険制度以前からの参加者は継続を認めているとなっています。通所方法が、西有田町のみ送迎ありとなっています。

調整方針として、「機能訓練事業は、対象者を介護保険認定者以外（有田町の例）とし、送迎は職員で対応する（西有田町の例）。」となっています。

4番、その他保健事業の現況です。食生活改善の事業がご覧のとおり。

調整方針が「両町の食生活改善推進協議会は、統合して新町の食生活改善推進協議会とする。」となっています。

以上です。

○議長（岩永 正太）

只今事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問等ございませんか。
いいですか？

< はい >の声あり

それでは、意見が無いようですので協議第65号の保健衛生事業の取扱いについては、原案どおり承認してよろしゅうございますでしょうか。

< はい >の声あり

それでは、協議第65号は原案どおり承認することと致します。

次に、協議第66号、ごみ対策・環境保全の取扱いについて事務局から説明をお願いします。

(以下、テープB面)

○事務局員 (仁戸田 将英)

別冊参考資料の18ページをご覧ください。

協議第66号、ごみ対策・環境保全の取扱いの参考資料。

ゴミ処理手数料の現況になります。

1番、廃棄物手数料ですが、可燃ゴミの小の値段が有田町30円、西有田町15円と異なっています。

2番、不燃物捨場への直接搬入手数料は、有田町のみで西有田町は直接搬入を認めていません。

調整内容は、第4回協議会で確認された調整内容が、ごみ処理手数料は有田町の例を基本に合併までに調整し、新町において定めるとなっていました。

今回の具体的調整内容、「ゴミ処理手数料は、有田町の例による。」ということで、調整方針として、「可燃ゴミ(小)の値段は30円とする。粗大ゴミシールの販売方法は、現行のとおりとする。(有田町は区長委託、西有田町は婦人会委託。役場での販売を検討。)」となっています。

「ゴミ袋の規格は、在庫の状況を見ながら、合併後の発注時点において統一する。現行のゴミ袋は新町においても、そのまま使用できるものとする。」となっております。

以上です。

○議長 (岩永 正太)

只今事務局から説明がありました。何かご質問・ご異議等ございませんか。

はい、どうぞ。

○住民委員 (今村 安伊子)

粗大ゴミシールの販売なんですけども、検討と書いてありますが、是非実現して欲しいと思います。私たちは、西有田町婦人会・有田町区長会とありまして、各区長会の方が各商店に委託されておりまして、それをわかっておりますけれども、若い世代はどうしても、どこにあるのかということ聞かれますので、役場に置いて頂けたら大変助かります。

よろしくお願ひ致します。

○有田町役場 (森吉 保夫 環境下水道課長)

環境部会の方からご説明致します。

有田町の環境下水道課、森吉でございます。

有田町では、区長の方にて粗大ゴミシールを販売しております。それからゴミ袋においても、商店で行なっております。役場の方での販売というもの、両町で話し合いをしておりますけど、住民の要望もありますので検討していきたいと。出来るだけそういうふうに持っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

佐藤委員さんどうぞ。

○住民委員（ 佐藤 利枝 ）

すみません。今の件で反論となりますが、西有田の婦人会では粗大ゴミのシールを扱っています。これについて、私たちの貴重な財源となっております。そして、この付帯作業として婦人会は集積場の清掃、それから分別収集の徹底をやっております。だから、これはちょっと私の考えも考慮していただきたいと思います。

○住民委員（ 今村 安伊子 ）

私はそれに加えて役場にも置いて頂きたいと。それはもう住民に徹底するきめ細かなゴミ収集であってほしいと思いますので、そのように両方とも取り入れていただきたいと思っております。

○議長（ 岩永 正太 ）

今、うちは佐藤会長さんから話がありましたけれども、粗大ゴミのシールを貼ってないのは持って帰れとか、色々婦人会で一生懸命やっておられるんですよ。やっぱりそういう徹底するあれがあったりして。資金のどうのこうのよりも、そういう面がかなり、掃除したりなんざりしてくいよんさっけん、そういうものも含めながら、その辺はうまく調整をとれるんでしょう？

そういうことで一つ、事務局よろしく願いしておきます。

それでは、他にございませんか。

< はい >の声あり

異議がないようですので、協議第66号、ゴミ対策・環境保全の取扱いについては、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

< はい >の声あり

では、協議第66号については原案どおり承認することと致します。

次に、協議第67号、農林事業の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局員（ 仁戸田 将英 ）

別冊参考資料の19ページをご覧ください。

協議第67号、農林業事業の取扱いの参考資料になります。

有害鳥獣対策事業の現況が、ご覧のとおりになっております。

3番、事業費の捕獲委託費、猟友会有田支部へ支出している委託費に5万円の差があります。

その下の表のところですね、捕獲檻とくくりわな、有田町の方が負担割合は県の基準額とし、購入費との差額分については町が負担。西有田町については、負担割合は県の基準額とし、購入費との差額分については受益者負担となっています。

次のページをご覧ください。

具体的調整内容です。「有害鳥獣対策事業における捕獲檻及びくくりわな購入費の差額分については、西有田町の例による。」調整方針としまして、「捕獲委託費は現在、猟友会有田支部へそれぞれ支出しており合併後は、その額を予算の範囲内で支出する。」「電気牧柵の購入事業補助及び捕獲報奨金制度については、伊万里市・市農協及び猟友会との協議が必要である。」となっています。

次のページをご覧ください。

土地改良事業の現況が、ご覧のとおりになっています。

課題問題点としまして、西有田町のみ制度となっています。今回の具体的調整内容が、「農道及び農業用排水施設整備事業補助金は、西有田町の例による。」となっています。

次の22ページをご覧ください。

その他、土地改良振興事業の土地改良事業分担金の現況の表になります。

課題問題点として、有田町は、農地農業用施設災害復旧事業の農地以外は分担金の徴収を行っていない。

今回の具体的調整内容が、「土地改良事業分担金は、西有田町の例による。」となっています。

次の23ページをご覧ください。

その他、土地改良振興事業の県営土地改良事業負担金に係る分担金の現況の表になっております。

課題問題点としまして、地元分担金を徴収しているのは西有田町のみ。今回の具体的調整内容が、「県営土地改良事業負担金に係る分担金は、西有田町の例による。」となっています。次のページをご覧ください。

林業関係分担金の現況の表になります。

課題問題点として、地元分担金を徴収しているのは西有田町のみ。具体的調整内容、「林業事業分担金は西有田町の例による。」ということで、調整方針として、「国又は県の事業が廃止になった事業については、制度を廃止する。」となっています。

以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

只今、事務局から説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。

はい、どうぞ。

○議会委員（ 田代 正昭 ）

2点だけお伺いいたしますけれども、有害鳥獣のことですけれど、捕獲檻及びくくりわなの購入費の差額分については、受益者負担ということになっておりますけれども、有田の場合は、檻は個人では設置されんわけですよ。それで、地元負担となった場合どのような形になるものか。全部、猟友会の方に委託して、恐らく猟友会の方が設置して猪等を取っておられますけど、そういうふうに個人負担になった場合にどのようなことになるのか。そして、土地改良の分担金がここに挙がってきておりますけれども、有田町は、現在までは都市計画税を徴収しておられますので、農業関係の分担金は、今まで受益者負担はあってないわけですね。これを見ますと、都市計画税がまだどうなるかわからないのに、これだけ先に決めるのはおかしいのではないかという感じがするわけですので、分担金については再度都市計画税のかたがつくまで、継続かなんかしていただければと言うふうに考えておりますけど。

○議長（ 岩永 正太 ）

今、田代委員さんから質問がありました。

まず、有害鳥獣の捕獲の件について、事務局から。

購入も、猟友会が購入してあてがわすと？

○合併事務局長（ 福島 清人 ）

町が購入して。

○議長（ 岩永 正太 ）

町が購入して？

○西有田町役場（ 空閑 久生 農林建設課長 ）

多少違いがあるかも知れませんが、今までの部会かれこれ、それから話しをしたところで、この有害鳥獣というのは、協議会がありまして、すべて協議会を通して予算を収支しております。有田町さんの分では有田町と、西有田町もすべて、伊万里市さんもすべて協議会を通して全部。

そして、補助金として協議会から出すようになっておりますので、先ほど、うちの町長が言いましたように、30万円とすれば、もし31万円のを買われれば、うちの場合は、1万は個人負担でしてください。ということでやっております。

たぶん、その分について有田町さんは、1万を町から出しておられるんじゃないかと思っております。

というのは、くどいようですが、有害鳥獣協議会がありまして、協議会に町の方から補助金申請をして頂きまして、そしてそれをチェックをして協議会から、それぞれの負担金を1市2町から頂いておいて、農協とかから頂いておいて、その分を出すということにしておりますので、やり方としては1市2町とも変わりはありません。

おわかりになっていただけたようでしょうか？ 田代議長さん。

そして、これは猟友会との絡みがありまして、このところに、調整方針内容のところに書いてありますとおり、電気牧柵かれこれについては、農協及び猟友会との協議が必要であるということで、「箱わな」だってなんだって、資格がないと今設置できないわけでしょう？

その方たちは、ほとんど猟友会に入っておられるそうです。また逆に、猟友会に入ってくださいということで。というのは、処分の仕方とか、かれこれ個人では非常に難しいということで、猟友会を通してやっておられますので、先ほどから繰り返しになりますけど、31万をすれば1万の分。猟友会あたりでそこら辺あたりも、ちょっと若干やり方が違うようです。伊万里市の猟友会さんと西有田町の猟友会さんとのやり方はですね。

ただ、ここに書いてあるのは、購入等の差額の分については、町が負担と、購入費との差額については受益者負担ということになっておりますけれども、西有田町の場合については、農林関係かれこれについては、応分の負担をしていただくということで、基準金額以外の分については、個人負担ということでやらせてもらっています。たぶん、先ほどから言いますように、31万すれば1万の分は有田町さんは、町の負担としておられますけれども、猟友会関係との絡みで、そこら付近が、個人負担としておられますけれども、たぶん猟友会か、なにかから出しておられるんじゃないかと思うんですけど、西有田町の方についても。あくまでも、これは狩猟資格とか箱わな設置の免許証がないと出来ませんから、そこら付近について、猟友会とのやり取り中でやっておられるんじゃないかと思っております。有害鳥獣には協議会がありまして、協議会に1市2町から負担金を頂きまして、そして補助金申請をして頂いて、そして逆に、有田町さん、西有田町さんに補助金交付決定をしてやっているというような状況でございますので。

○議長（ 岩永 正太 ）

おわかりですか？

○議会委員（ 田代 正昭 ）

はい

○議長（ 岩永 正太 ）

うちの場合も、実際に個人で負担した場合があるかどうか、調査をさせますから。たぶんないんじゃないかと思っておりますけど。決められたもの以外は、買うのがそう簡単にはいかないですから。

○西有田町役場（ 空閑 久生 農林建設課長 ）

もう一つすみません。そして、これから7月の5日に総会がありまして、箱罨等についても、今後入札関係かれこれ統一してやるということになっておりますので、ここら付近がスムーズに行くんじゃないかと思っております。そして、今年まで、西有田町に協議会がありまして、本年度から有田町さんにお渡しするということになっております。1市2町で、ずっと2年おきになっております。

一応、県の監査等の指摘を受けておりまして、16年度で助成をして、17年度からはスムーズに行くんじゃないかと思っております。入札等も、ある程度明確化というか、ある程度、伊万里市の猟友会と西有田の猟友会、農協さんたちも入れて一緒にそういうふうな基準というか、を決定をされているようでございますので、ひとつ、そこら付近もお含みおきを頂きたいと思えます。

○議長（ 岩永 正太 ）

それからもう一つの件ですが。事務局。

○事務局長（ 福島 清人 ）

土地改良負担金のことで、一応提案をさせていただいております。ご指摘のとおり、今回、前回の協議会の折りに、次回の協議会には、こういったものを提案をしたいと言うふうなものをお示しを致しておりました。その中に、地方税の取扱いもありましたし、公共施設の使用料・手数料、そういった問題もございました。ただ、今まで幹事会を重ねてきておる中で、この2項目については、幹事会までの協議が確認をされてこの協議会に提出するという段階にまでは至りませんでした。今回は、そういうことで見送りということになって、土地改良負担金の問題については、一応確認というふうなことで、今回提案をさせていただいたわけです。そういうことで、前回の皆様方にお示ししたとおりの調整項目での提案ではなかったということで、片手落ちといえますか、横並びで出すのがベストだったわけですけど、今回は土地改良負担金のみ提案となっております。

○議長（ 岩永 正太 ）

今、事務局長の方から説明がありました。実は町民のそれぞれの負担の問題もありますし、もう少し幹事会で総合的に調整を取りながら、やっぱり提案をするということが一番いいんじゃないかなという気がします。

いわゆる、他のものも含めて、個人の負担、住民の負担とかあるいは町の負担とかそういったものもあわせながら、もう一回、幹事会で総合的に調整をとるといふか、検討をするということによろしゅうございますか。

それでは、だいたい今日の農林関係の負担については一応皆さん方おわかりであろうと思いますが、今回は、協議第67号の農林事業の取扱いについては、継続審議にしたいというように思います。

よろしゅうございますか。

< はい >の声あり

それではそういうことでお願いします。

続きまして、協議第68号の建設関係事業の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局員（ 仁戸田 将英 ）

資料の25ページをお開きください。

協議第68号、建設関係事業の取扱いの参考資料です。

町道等道路整備原材料支給制度の現況がご覧のとおりになっています。

課題問題点として支給対象道路が異なる。有田町の支給対象は町道のみ、西有田町は町道と認定外道路。

今回の具体的調整内容は、「道路整備原材料支給制度は、町道を除くすべての道路を対象に、新たな補助制度を創設する。町道の補修等は、すべて町で行なう。」

調整方針として、「新たな制度は、西有田町の農道における補助金制度を基本とし、私道は対象としない（関係受益戸数の制限等を設ける）。」となっています。

次のページ。急傾斜地崩壊防止事業受益者負担金の現況がご覧のとおりです。

次のページ開いていただいて、課題問題点、有田町で事業実績があるが、受益者負担金は徴収していない。急傾斜地崩壊防止事業は、主に個人財産を守るための事業であり、受益者負担金は必要と思われる。ということで今回の調整内容、「急傾斜地崩壊防止対策事業における受益者負担金は、対策事業（10戸以上）は事業費の5%とし、防止事業（5戸以上）は事業費の25%とする。」

調整方針として、「人工斜面は対象とならない。また、町単独の事業実施は行なわない。」となっています。

以上です。

○議長（岩永 正太）

事務局から説明がありました。これについて何かご質問ございませんか。

はい、どうぞ。

○議会委員（田代 正昭）

これも急傾斜地事業については、有田町は今まで負担金はとってないわけですが、これも都市計画税との関係がございますので、出来れば継続審議に、都市計画税がどうなるかわかりませんが、それと一緒にご提案いただければと考えておりますが、継続審議にお願いできないでしょうか。

○議長（岩永 正太）

今、田代委員さんからそういうご意見がございましたが、どうでしょうか。よろしゅうございますか。

< はい >の声あり

それでは、只今ご質問のとおり、新たにこれは負担金の制度を設けるということでもございますので、もう一回幹事会の元に戻して行きたいと思っております。継続審議にしたいと思っております。よろしゅうございますか。

< はい >の声あり

それでは、協議第69号、公営住宅の取扱いについて事務局より説明をお願いします。

○事務局員（仁戸田 将英）

それでは資料の28ページをご覧ください。

協議第69号、公営住宅の取扱いの参考資料です。

現況がご覧のとおりになっています。

2番の入居資格、西有田町の方にのみ町内に住所又は勤務場所を有する者であることの項目があります。

次のページの6番、共同施設使用料。有田町の方が一戸あたり月額2,000円、一番下の点のところ、住宅内の外灯については毎月1,000円を電気代・電球代として班長が徴収し、支払いまで行なっているとなっています。西有田町の方が、一戸あたり月額3,000円、町で徴収となっています。

課題問題点、入居資格、共同施設使用料が異なる。西有田町のみ入居資格に、「町内に住所又は勤務

場所を有する者」の項目がある。共同施設使用料、有田町2, 000円、西有田町3, 000円となっています。

今回の具体的調整内容が、「入居資格は、有田町の例による。」「共同施設使用料は、西有田町の例による。」調整方針としまして、「入居希望者のうち、母子家庭や暴力受難家庭について、優先入居策を検討する。」となっています。

以上です。

○議長（岩永 正太）

只今、事務局から説明がございました。何かご意見・ご質問等ございませんか。

よろしゅうございますね。

< はい >の声あり

それでは、協議第69号、公営住宅の取扱いについては原案どおり承認してよろしゅうございますか。

< はい >の声あり

では、協議第69号については原案どおり承認することと致します。

以上で、本日子定されておりました協議はすべて終わったわけですが、何か委員の皆さんからご意見やご質問ございませんか。

はい、どうぞ。

○住民委員（今村 安伊子）

委員会の一員として、権限とかそういうものじゃございませんが、住民側の女性の、有田町側の意見として言わせて頂きます。

合併にあたりまして、行財政の緊縮・財政再建というのが目的と致しまして、まず第一に挙げられていると思います。そういうことを耳にしておりますが、有田町総合福祉センターの方に、福祉ゾーンになりまして、来るということで、両町で福祉ゾーンとしてなっていく。そこに、現在使っております施設、ボランティアセンターも、もちろん、中に入りまして使っております、福祉課がそこに両町合併してきて新しい事務棟が出来るのかと私たちは思っておりますが、社会福祉協議会の事務が出来て、事務棟が今までの総合センターの方に入るそうです。ということ聞きまして、中も改造して、また一つ建物を作るのかと。新町が出来ますとしても、またそこにいらぬ建物、箱物を作るのはいかがでしょうか。一つ無駄じゃないかと。でも、内容を聞きますと十分検討をされた上でのことで、それはもうやむを得ないと思います。

それから、有田議会のこともちょっと耳にしましたけども、議会が、西有田のタウンセンターの方で拡張工事を致して、何千万か、そこに使って、4年間の為に、それを出来るものかと。広い所を使って、また人数が削減されて、21世紀は削減の時代と言われてます。人口も少なくなりますし、そういうもの数、ずっとリストラされていくわけですね。そして、実際に、絶対もう必要不可欠というものだけが残っていくんじゃないかと自分達の商売上の方でも思っておりますが、そういうふうには、とにかく緊縮財政ということを入れていただいて無駄な出費はぜひ避けていただいて、じっくり住民側、使う側、それからそのところを考えてしていただきたいと思っております。

そこら辺を私たちが言っているものかなと思うんですけど、十分に検討された上でされてると思えますけれども、台所を預かる主婦としてこの際、もう絶対無駄をしないで、幽霊屋敷が残るような建物はぜひ作らないで、本当に必要となったときに、合併後の新町建設も出来ますことですし、合併債と申しましてあくまでも借金だと思っておりますので、そこら辺、踏まえていただいて実施していただきたいと思っております。

よろしく願います。

○議長（ 岩永 正太 ）

一つだけ、実は、社会福祉協議会も合併の、今議論をしております、その方の会長も、私が、実は篠原町長さんからやれとおっしゃってしておりますが。今の行政が、特に保健福祉部門が向こうに移りますと完全に手狭です。これから社会福祉協議会も独立をするという、これが大事なことだということも含めて、横しに、実は有田の町有地でしょうけれども、あそこに事務所を作ろうということで、その費用についてはそれぞれの社会福祉協議会が持ち寄って行きましょと。幸いにして、両町とも社会福祉協議会にそれなりの資金がございます。それを持ち寄って建設をしようということで今協議がなされております。

ですから、町費をそこにつぎ込むというのは今の段階ではないんじゃないかと。そういうことしております。

いずれにしても、両町の保健福祉担当があそこに集まりますと、ちょっと完全に手狭です。

ですから、そういうことをご理解頂きたいと思います。

それから、また議会の方は今、両町議会で色々議論をされております。良い方向をたぶん見つけていただくだらうと思います。何か？

よかでしょう？ そういうことで？

○議会委員（ 田代 正昭 ）

正副議長・委員長会を今現在2回ほど開いて、まだ結論は出ておりませんが、なるべく早く結論が出るように努力をしたいと思っておりますし、しなければならぬと言うふうに考えておりますので、もうしばらくお待ちいただければと考えておりますけど。

○議長（ 岩永 正太 ）

どうぞ。

○住民委員（ 今村 安伊子 ）

私は、一般的に見まして、財政上の問題も含めまして、色々と皆さん、友達とでも話し合いながら、そういうふうに、まず婦人会が有田町にはございませんので、女性ネットワークも立ち上げて、それに対応出来るような、ご希望に対して、西有田側の婦人会さんに対応出来るような体制も整えていっていきたくと思っております。

財政の方とか町のなさること、議会のなさることもしっかり目をつけていっていきたくと思っておりますのでよろしく良い方に、とにかく有田、大きい有田という町を創っていくためによりしくお願い致します。

○議長（ 岩永 正太 ）

貴重な意見ありがとうございました。そういう形でそれぞれが努力をしていきたい。

○議会委員（ 岩崎 賢助 ）

今、議場の問題が提起されましたけれども、今、西有田タウンセンターの何千万かの改築と言う数字的なものがでましたけど、その辺はちょっと誤解のないようにしとってもらいたいと思うんです。

というのは、色々するならばこうした方がいいんじゃないかという、空想的なものが入っていますので、今おっしゃるとおりに、懐が今から一緒になっていきますので、そういう意味では財政改革の為の合併だと思っておりますので、そういう面を我々も検討しながらどっちにするか、まだ結論は出ていませんけど、金の要らないような会場設営をしていきたくと、そこは根本に考えていますので、何千万

ということはちょっとまだ伏せていてもらって、結果そういう形を取りたいと思っていますので、金のかからない議場設営をしていきたいと思っていますので、その辺はご理解いただきたいと思いません。

よろしく申し上げます。

○議長（岩永 正太）

色々ご意見ありがとうございました。

それでは、何か事務局から。

○事務局長（福島 清人）

今回は58号から69号まで12項目に渡って協議いただいたわけですが、継続審議というふうなことで、2つの項目についてなりました。そういうふうなこともありますので、早速、そういった詰め、今日提案出来なかった地方税の取り扱い、あるいは公共施設の使用料・手数料、そういった問題等も絡めて、精力的な協議を進めたいと思いますけれども、この協議事項につきまして、非常に事務局で協議をしておりますけれども、なかなか限度といいますか、協議の、あれがあるようでございます。非常に高度な政治的判断も必要になってくるかなと言うふうに考えておりますので、ぜひ、議会の皆さんも、そういったそういう協議の場にはぜひ参画を、ご指導をいただければと、言うふうに思っております。

そういうふうなことで、精力的に協議を重ねまして、次回の協議会を出来れば、8月上旬に予定をしたいと思えます。

日程が決定しましたら、皆さん方に事前にお知らせをしたいと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（岩永 正太）

それでは、今日は本当に、たくさんの協議事項がありまして、皆さん方、ご協議ありがとうございました。また、今後ともよろしく願いしてこの会を閉じたいと思えます。

どうもお疲れ様でした。

閉 会 （ 10時32分 ）